

衛生推進者の職務

- 一 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (イ) 施設、設備等(労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
 - (ロ) 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
 - (ハ) 異常な事態における応急措置に関すること。
- (二) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計に関すること。
- (ホ) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。
- 二 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 労働衛生に関する方針の表明に関すること。
- 六 有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
(リスクアセスメントに関すること)。
- 七 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

会社名事業所名	
衛生推進者氏名	